

提供日 2026/04/01
 タイトル 第二種感染症指定医療機関の新規指定
 担当 健康福祉部 医療局感染症対策課
 連絡先 感染症管理センター
 TEL 055-928-7220



～新興・再興感染症に備え、第二種感染症指定医療機関の追加・見直しを行いました～

今後の新興・再興感染症発生に備え、令和8年4月1日付けで、**第二種感染症指定医療機関の追加・見直しを行いました。**

**新規指定：静岡県立こども病院（静岡市葵区漆山860）
 静岡医療センター（駿東郡清水町長沢762-1）**

- 裾野赤十字病院（裾野市）の指定を解除、同じ二次医療圏内で静岡医療センターを指定
- 新規の指定は、令和7年4月の藤枝市立総合病院以来になり、今回の指定で、県内の第二種感染症指定医療機関は12病院、第二種感染症指定病床は49床になります。

県では、引き続き、感染症の発生及びまん延に備え、感染症患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供する体制の整備に努めます。

【第一種・第二種感染症指定医療機関とは】

感染症法に基づき、感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供し、その重症化を防ぐことを担当する医療機関として知事が指定する医療機関で、担当する感染症の類型等に応じて区分されます。

感染症指定医療機関の種別	担当する感染症類型
第一種感染症指定医療機関	一類、二類、新型インフルエンザ等
第二種感染症指定医療機関	二類、新型インフルエンザ等

<感染症の類型>

一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱（7疾病）
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）（6疾病）
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症（4疾病）。全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えると認められる感染症。

【県内の感染症指定医療機関】

種別	医療機関名	指定病床数	所在地	二次医療圏
第一種	静岡市立静岡病院※	2	静岡市	静岡
第二種 (12病院 49床)	下田メディカルセンター	4	下田市	賀茂
	国際福祉大学熱海病院	4	熱海市	熱海伊東
	(新規) 静岡医療センター	6	清水町	駿東田方
	富士市立中央病院	6	富士市	富士
	静岡市立静岡病院	4	静岡市	静岡
	(新規) 静岡県立こども病院	1		
	藤枝市立総合病院	2	藤枝市	志太榛原
	島田市立総合医療センター	6	島田市	
	中東遠総合医療センター	4	掛川市	中東遠
	磐田市立総合病院	2	磐田市	
国民健康保険佐久間病院	4	浜松市	西部	
浜松医療センター	6			

※県内全域の一類感染症に対応

